

その他

・ 資産の流動化に際しての信託宣言の許容	133
・ 金融先物取引業に係る役員等の変更時の提出書類の廃止	134
・ 特定目的信託に対する独占禁止法上の5%ルール適用除外について	135
・ 資産流動化計画等の記載、業務開始届出に係る添付書類に関する弾力化簡略化	136
・ 資産対応証券の投資家に対する直接販売等の許容	137
・ 特定目的会社の借入先の拡大	138
・ 匿名組合契約に基づく出資等資金調達手段の多様化	139
・ 前払式証票の変更届の提出方法の見直し	140
・ 商品ファンドにおける3省にまたがる主務官庁への申請、届出等の窓口の一本化	141
・ 商品ファンドにおける「許可申請書」の記載事項である役員の住所、電話番号及び重要な使用人の住所の記載の撤廃	142
・ 商品ファンドにおける役員及び重要な使用人に係わる許可申請、届出等の際の住民票の添付の廃止	143
・ 商品ファンドにおける「許可申請書」に添付する、成年被後見人等に該当しない旨の官公署の証明書の撤廃	144
・ 商品ファンド法第10条に規定する変更の届出の提出期限の緩和	145
・ 商品投資販売業者の「中間業務報告書」の提出廃止	146
・ 特定債権法（特定債権等に係る事業の規制に関する法律）の廃止・見直し	147
・ 商品ファンドにおける「主として商品投資により運用」の範囲の拡大	148
・ 商品ファンドにおける「契約成立前交付書面」の記載事項「資産配分状況」の撤廃	149
・ 追加型ファンドにおける法定書面の交付義務の軽減	150
・ 商品ファンドにおける「契約成立前交付書面」に記載する「予想される損失の範囲の明記」規制の撤廃	151
・ 商品ファンドにおける「契約成立前書面」に表示する文字、色等の規制の撤廃	152
・ 商品ファンドにおける「契約成立時交付書面」の撤廃	153
・ 商品投資販売業者の書類の閲覧についての規制緩和	154
・ 商品ファンドにおけるクーリング・オフの撤廃	155
・ 不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃	156
・ ICカードを用いた前払式証票の発行保証金の供託に関する規制緩和	157
・ プリペイド型電子マネーのプリカ法適用による規制の緩和	158
・ 出資法第1条の撤廃及び第2条の改廃	159

・「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」の廃止	160
・ノンバンクの貸金債権譲渡時における債務者への通知要件の緩和	161
・貸金業規制法における一定の要件の下での電子メールによる交付の 容認	162
・法人向け貸付に係る貸金業規制の撤廃	163
・任意に支払った場合のみなし弁済規定の適用要件の緩和	164
・他の貸金業者の利用者を対象とした広告の規制	165
・国・地方自治体等のリース契約の取扱い等 (調査の早期実施と取扱いの改善等)	166
・コミットメント・ラインの対象企業の拡大	167
・確定拠出年金運営管理機関変更の届出事項の緩和	169
・親子会社間における顧客情報共有に係るルールの明確化	170
・金融先物取引業に関する許可更新手続の廃止もしくは簡素化	171
・銀行と証券の兼業の禁止規制の撤廃	172

分野	その他	意見・要望提出者	都銀懇話会、日本経団連	
項目	資産の流動化に際しての信託宣言の許容			
意見・要望等の内容	信託業務の兼営認可を受けた金融機関が、「資産の流動化に関する法律」で規定されている特定目的信託を用いて資産の流動化を行う場合について、信託宣言を許容する扱い			
関係法令	信託法第1条 資産の流動化に関する法律（第3編）	共管	法務省	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の財産について、自ら受託者として信託を設定することを「信託宣言」という。信託法第1条において、信託とは「他人をして」財産の管理・処分を任せる行為であると定義している。 ・ 資産の流動化に関する法律第3編において、信託を利用した流動化の制度について定めている。 			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
<p>(説明)</p> <p>信託宣言は、基本法である信託法において、予定されていない制度であり、かつ、同法の根幹に関わる事項であるため、信託法全体及び資産の流動化に関する法律(特定目的信託関連部分)全体について詳細かつ慎重な検討が必要。資産の流動化に関する法律における特定目的信託制度は、信託法に基づく信託の一類型であり、資産の流動化に関する法律により信託法の根幹に関わる特例を設けることは困難。</p>				
担当局課室等名	総務企画局 市場課			

分野	その他	意見・要望提出者	第二地方銀行協会	
項目	金融先物取引業に係る役員等の変更時の提出書類の廃止			
意見・要望等の内容	履歴書、成年被後見人等に該当しない旨の官公署の証明書の添付を廃止する。			
関係法令	金融先物取引業法第63条 金融先物取引法施行規則第15条第3号	共管	なし	
制度の概要	役員等の変更が生じた場合は変更届出が必要である。 役員等の変更届出の際の添付書類については、新役員等の履歴書、成年被後見人に該当しない旨の官公署からの書面の添付も必要となる。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：10年12月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>官公署の証明については、平成10年12月より住民票抄本の添付を不要としており、簡素化を図っているところ。</p> <p>なお、履歴書、成年被後見人に該当しない旨の官公署の証明書の廃止については、金融先物取引上の委託者保護の観点から、業者不適格者を排除するために必要な仕組みであり措置困難である。</p>				
担当局課室等名	金融庁総務企画局信用課、監督局金融監督第一課			

分野	その他	意見・要望提出者	日本経団連
項目	特定目的信託に対する独占禁止法上の5%ルール適用除外について		
意見・要望等の内容	特定目的信託について、独占禁止法上の5%ルールを適用しないという例外規定を設けるべきである。なお、5%ルールの適用除外が認められない場合には、その認可申請手続の簡素化を図るべきである。		
関係法令	独占禁止法第11条（公正取引委員会） 資産の流動化に関する法律第31条の2	共管	なし
制度の概要	特定持分信託の制度を利用する場合において、当該受託特定持分には、金融会社に係る独占禁止法上の「5%ルール」が適用となり、受託者（信託銀行等）は公正取引委員会の認可を受けなければならない。		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：14年11月28日施行)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
平成14年5月29日に公布された改正独占禁止法において、金融会社による議決権保有制限（同法第11条）の対象範囲が、金融会社から銀行又は保険会社に限定されるとともに、銀行又は保険会社による金融関連会社の議決権保有が規制対象から除外され、信託銀行等が特定出資持分を受託する場合であっても、公正取引委員会の認可が不要となった。			
担当局過失など命	総務企画局 市場課		

分野	その他	意見・要望提出者	日本経団連、リース事業協会
項目	資産流動化計画等の記載、業務開始届出に係る添付書類に関する弾力化・簡略化		
意見・要望等の内容	業務開始届出に係る必要書類の添付書類、資産流動化計画、優先出資申込証の必要記載事項の内容について、その弾力化や簡略化を図るとともに、手続きを簡略化すべきである（併せて、（一定の条件下）資産流動化計画を廃止すべき旨の意見もあり）。		
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・資産の流動化に関する法律第3条 （同法施行規則第6条～第9条の2） ・資産の流動化に関する法律第5条 （同法施行規則第11条～第19条の2） ・資産の流動化に関する法律第38条 	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・開発により特定資産を取得する場合は、添付書類の一つとして当該開発に係る契約書として請負契約書の提出が実務上求められる。 ・資産流動化計画について、詳細な記載を求めている。 ・開発型案件の場合であっても、優先出資申込書に、資金調達時点では存在していない不動産について、不動産鑑定士による鑑定結果を記載するよう求めている。 		
計画等における記載の状況	規制改革の推進に関する第2次答申 【第2章3.2(1)】 資産流動化計画書、業務開始届出に係る添付書類に関して、弾力化・簡素化を図ることを検討すべきである。		
対応状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施(予定)時期： 14年12月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) ・実務上提出を求めている請負契約書以外に、特定目的会社が業務を開始する時点において存在しない不動産を、当該特定目的会社が将来確実に取得することを担保できるような契約書等の提出が可能かどうかについて調査を行う。 ・資産流動化計画の記載方法については、「証券市場の改革促進プログラム」(14年8月公表)において、特定社債等の利率や特定資産を複数回取得するスキームにおいて、一部弾力化の措置を講じたところ(14年12月施行規則改正)。なお、資産流動化計画は、当該流動化制度の根幹であり、投資者保護の観点からも、これを廃止することは困難。 ・開発型案件の場合であっても、将来取得する資産の鑑定評価は、設定可能とされている(不動産鑑定標記基準)ことから、記載方法の緩和は措置困難。			
担当局課室等名	総務企画局 市場課		

分野	その他	意見・要望提出者	日本経団連
項目	資産対応証券の投資家に対する直接販売等の許容		
意見・要望等の内容	資産対応証券の発行時において、特定資産が不動産等であり、かつ少人数の投資家のみを対象とし、一定の要件を満たす特定資産に精通した不動産会社が当該資産についての説明を行う場合には、投資家が証券会社を通さずに、直接当該証券を取得することができるようにする。		
関係法令	資産の流動化に関する法律第 150 条の 2 同法第 150 条の 3	共管	なし
制度の概要	資産対応証券は、原則、証券業者による募集・販売等が義務付けられ、投資家は直接当該証券を取得することができない。		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>資産対応証券の勧誘行為等は、営利目的をもって反復継続して行われていれば、証券取引法第 2 項第 8 項に規定する証券業に該当し、オリジネーターでない不動産会社が行う場合には証券業登録が必要となる。不動産を取り扱う不動産会社のみ、SPC 法の中で特例を認めることは困難である。</p>			
担当局課室等名	総務企画局 市場課		

分野	その他	意見・要望提出者	日本経団連（社）リース事業協会 オリックス	
項目	特定目的会社の借入先の拡大			
意見・要望等の内容	特定目的会社による資金の借入先に、貸金業者を追加する。			
関係法令	資産の流動化に関する法律第 150 条の 6 同法施行規則第 41 条	共管	なし	
制度の概要	特定目的会社の借入先は、「銀行」及び「適格機関投資家」に制限されている。			
計画等における記載の状況	<p>規制改革の推進に関する第 2 次答申</p> <p>【第 2 章 3 . 2 (2)】</p> <p>貸金業者等で、一定水準以上の判断能力を有する者については、これを適格機関投資家に含め、又は適格機関投資家と同様に扱うことを認めても、弊害はないものと考えられることから、特定目的会社の借入先を拡大することを検討すべきである。</p>			
対応状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 貸金業者等による SPC への貸付に対するニーズについての調査を行う。				
担当局課室等名	総務企画局 市場課			

分野	その他	意見・要望提出者	(社)リース事業協会 オリックス		
項目	匿名組合契約に基づく出資等資金調達手段の多様化				
意見・要望等の内容	匿名組合契約に基づく出資などを追加し、その担い手を増やすべきである。				
関係法令	資産の流動化に関する法律第2条第2項	共管	なし		
制度の概要	特定目的会社の資金調達手段は、資産対応証券、特定目的借入れ、特定目的信託に限定している。				
計画等における記載の状況	「該当なし」				
対応状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	
	措置済	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中			
	措置予定				
	(実施(予定)時期：)				
(説明)					
<p>SPCの新たな資金調達手段として、匿名組合契約に基づく出資金を受け入れる制度を設ける場合には、投資家保護の観点や、証券市場の発展に寄与することを考慮して、税務上の優遇措置が設けられていることから、SPC法上の特例として、当該出資持分は証券取引法上の有価証券と位置づけざるを得ない。しかしながら、匿名組合契約は、営業者と出資者の人的信頼関係に基づく個別契約によってなされるものであり、転々流通することを前提とする有価証券化には馴染まないと考えられるため措置困難。</p>					
担当局課室等名	総務企画局 市場課				

分野	その他	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	前払式証票の変更届の提出方法の見直し			
意見・要望等の内容	前払式証票の自家型発行者の変更届については、変更が生じた場合は遅滞なく（現状3ヶ月以内で運用）変更届出書を提出しているが、頻繁な店舗新設等に伴う変更届出の事務負担を軽減するため、年2回の基準日未使用残高の報告時にあわせて提出とし、発行者の都合以外（市町村合併等による所在地名の変更等）により生じた変更については、変更届出を不要とする。			
関係法令	前払式証票の規制等に関する法律第4条第2項	共管	なし	
制度の概要	法第4条第2項に伴う自家型発行者の変更届については、法第4条第1項に掲げる発行者や物品の給付等を行なう者の氏名、住所、証票金額等の種類等の変更があった場合は遅滞なく届出なければならないと規定されている。			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
<p>自家型発行者については、仮に当該発行者に不測の事態がおきた場合に、購入者に影響を及ぼすことになることから、前払式証票の基準日における未使用残高が一定額以上になると、購入者保護の観点から、行政当局への届出を必要とし、行政当局による監督にかからしめることとしている。</p> <p>したがってこれらの届出事項の変更の際にも、行政当局が発行者の業務体制・状況等を的確に把握するため、ひいてはそれが購入者保護につながることから、遅滞なく変更届出を提出することが重要である。</p> <p>なお、変更事項には、証票が使用できる場所等、購入者が使用する際の重要事項が含まれている。</p> <p>発行者に対しては、変更事項が発生した場合は、提出書類が整い次第、提出するよう指導しているところであり、措置困難。</p>				
担当局課室等名	監督局銀行第2課金融会社室・総務企画局信用課			

分野	その他	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会、 (社)リース事業協会、オリックス	
項目	商品ファンドにおける3省にまたがる主務官庁への申請、届出等の窓口の一本化			
要望・要望等の内容	申請手続等の効率化及び事務負担の軽減のため、3省庁の窓口の一本化を求める。			
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条、第8条、第9条、第10条、第11条 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第1条、第7条、第8条、第9条、第10条	共管	農林水産省、経済産業省	
制度の概要	申請者等は、許可等の申請書又は各種届出書を主務大臣(共管法のため、各大臣)に提出しなければならない。			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
<p>・主務官庁により、申請書等の受理手続を本省庁で直接行っている官庁と、権限を地方支分局に委任している官庁があり、仮に窓口を一本化する場合、以下のような問題点が生じる。</p> <p>イ.窓口となる官庁と書類の転送を受ける官庁で事実上の受理日が異なる一方、標準処理期間は一定であるため、転送を受ける官庁は実質的な処理期間が短くなること。</p> <p>ロ.窓口となる官庁にのみ、転送事務に係る事務負担、費用負担及び事故発生時の危険負担が生じること。</p> <p>したがって、現状においては、当該要望に沿う措置を講ずることは困難と考える。</p> <p>・なお、現在「国の行政機関等の申請・届出等手続の電子化推進に関するアクションプラン」等において、平成15年度実施に向けてオンライン化(省庁間文書交換システムの整備)が進められており、これが稼動すれば、申請者の負担は軽減されるものと考ええる。</p>				
担当局課室等名	監督局銀行第二課金融会社室、総務企画局信用課			

分野	その他	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会、(社)リース事業協会、オリックス	
項目	商品ファンドにおける「許可申請書」の記載事項である役員の住所、電話番号及び重要な使用人の住所の記載の撤廃			
意見・要望等の内容	申請に対する審査基準等から、住所及び電話番号は必要不可欠ではなく、個人のプライバシーの観点から、申請書記載事項より削除すべきものである。			
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条第1項第3号 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第1条(別紙様式第1号)	共管	農林水産省、経済産業省	
制度の概要	申請者は、主務省令で定める様式により作成した(更新)許可申請書を主務大臣に提出しなければならないこととなっており、当該様式には、役員、政令で定める使用人の住所及び電話番号を記載するようになっている。			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応状況	一部措置予定 措置済 措置予定 (実施予定時期：平成15年3月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	一部措置困難	その他
(説明)				
<ul style="list-style-type: none"> 商品ファンド法における許可の基準の中には、役員及び重要な使用人に係る欠格要件が含まれており、欠格要件の該当の有無を確認するためには、まずもって、申請書に記載の役員及び重要な使用人が外部証明等により、本人であることを確認する必要がある。 仮に申請書における記載が氏名のみとなれば、同姓同名の他人であっても確認できない場合もありうるが、併せて住所を記載させることにより、住民票抄本等との照合でほぼ本人であることを確認できる。 したがって、住所について、本件要望に沿うことは、本人確認ができない場合が生じることから、措置を講ずることは、困難である。 一方、電話番号については、申請書に記載がなくとも監督上支障をきたすことがない、との結論に至ったため、申請書の記載事項から削除することとしており、平成15年3月に措置予定。 なお、申請書の記載事項は法令上、公衆の閲覧に供することとなっておらず、プライバシーの問題が生じることはないものとする。 				
担当局課室等名	監督局銀行第二課金融会社室、総務企画局信用課			

分野	その他	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会、(社)リース事業協会、オリックス	
項目	商品ファンドにおける役員及び重要な使用人に係る許可申請、届出等の際の住民票の添付の廃止			
意見・要望等の内容	役員及び重要な使用人の不適格条件の確認のために、住民票が必要であることに合理性がなく、当該条項の削除を求める。			
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条第2項、第10条 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第3号	共管	農林水産省、経済産業省	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可申請者は、申請書の添付書類として役員及び重要な使用人の住民票の抄本を提出しなければならない。 ・ 商品投資販売業者は、役員又は重要な使用人に変更があった場合、新たに就任した者に係る住民票の抄本を提出しなければならない。 			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品ファンド法における許可の基準の中には、役員及び重要な使用人に係る欠格要件が含まれており、欠格要件の該当の有無を確認するためには、まずもって、申請書に記載の役員及び重要な使用人が住民票の抄本等との照合により、本人であることを確認する必要がある。 ・ したがって、当該要望に沿った場合に、本人確認ができなくなることから、措置困難である。 ・ なお、将来的に「住基ネット」が整備拡充された場合は、申請者等の負担は軽減されるものとする。 				
担当局課室等名	監督局銀行第二課金融会社室、総務企画局信用課			

分野	その他	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会、(社)リース事業協会、オリックス												
項目	商品ファンドにおける「許可申請書」に添付する、成年被後見人等に該当しない旨の官公署の証明書の撤廃														
意見・要望等の内容	許可基準の一つである役員及び重要な使用人の適格性については、申請者の代表者が主務省令で定める様式(別紙様式第4号)により誓約書を提出していることから、更に官公署の証明書の提出を求めることは過重である。したがって、当該条項の撤廃を求める。														
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条第2項 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第4号	共管	農林水産省、経済産業省												
制度の概要	・許可申請者は、申請書の添付書類として役員及び重要な使用人に係る成年被後見人等に該当しない旨の官公署の証明書を提出しなければならない。														
計画等における記載の状況	「該当なし」														
対応状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; vertical-align: middle;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">措置済</div> <div style="margin-bottom: 5px;">措置予定</div> <div style="margin-bottom: 5px;">(実施(予定)時期：)</div> </div> </td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; vertical-align: middle;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="margin-bottom: 5px;">具体的措置の検討中</div> </div> </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他		<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">措置済</div> <div style="margin-bottom: 5px;">措置予定</div> <div style="margin-bottom: 5px;">(実施(予定)時期：)</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="margin-bottom: 5px;">具体的措置の検討中</div> </div>		
	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他											
	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">措置済</div> <div style="margin-bottom: 5px;">措置予定</div> <div style="margin-bottom: 5px;">(実施(予定)時期：)</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="margin-bottom: 5px;">具体的措置の検討中</div> </div>													
<p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品ファンド法における許可の基準の中には、役員及び重要な使用人に係る欠格要件が含まれている。このうち、成年被後見人等の該当の有無については、官公署の証明書以外に有効な確認手段がなく、当該要望に沿うことは、実質的に該当の有無を確認できなくなるため、措置困難である。 ・なお、誓約書は申請者の代表者が全ての欠格要件に該当しないことにつき、自ら責任を持つとともに、官公署等が証明することとなっていない欠格要件に該当しないことの証明の代わりとなるものである。 ・つまり、官公署等の証明書で確認できるにも関わらず、誓約書の提出をもってこれを簡略化することは、あえて実質的な確認審査を行わないこととなり、以下の観点から問題がある。 <ul style="list-style-type: none"> イ. 欠格要件は参入規制であり、該当の有無の確認は当局の責任において行うべきであること。 ロ. 当局の確認手段としては、事後的な資料提出命令又は検査によるほかなく、参入規制が部分的に形骸化すること。 															
担当局課室等名	監督局銀行第二課金融会社室、総務企画局信用課														

分野	その他	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会、(社)リース事業協会、オリックス		
項目	商品ファンド法第10条に規定する変更の届出の提出期限の緩和				
意見・要望等の内容	変更事項の全てについて、2週間以内に届出を行わなければならないというのは、合理的必要性が見出しにくい。添付書類によっては、外部証明等、入手に時間を要するものもあり、内容により柔軟に対応すべきである。				
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第10条 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第9条	共管	農林水産省、経済産業省		
制度の概要	・商品投資販売業者は、所定の事項に変更があったときは、その日から2週間以内に、変更届出書を添付書類とともに主務大臣に提出しなければならない。				
計画等における記載の状況	「該当なし」				
対応状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他	
(説明)					
<p>・商品ファンド法第10条において、業者に対して届出を義務付けている事項は、いずれも許可申請書の記載事項となっているものであり、役員や重要な使用人に関する事項等、法第28条の許可取消し・業務停止要件の判断の基礎となるものを含め、いずれも業者の基本的な情報に関するものである。</p> <p>・したがって、これら事項に変更が生じた場合は、本来、遅滞なく主務大臣に変更届を提出すべきであるが、提出書類の作成、添付書類の取得等、準備に要する時間を考慮して2週間以内の届出猶予を法律上、設けているものであり、基本的に提出期限の延長の措置を講ずることは困難である。</p> <p>なお、指摘のとおり、現実問題として添付書類の中には、官公署等の証明書等、取得に相当の時間を要するものもあることから、実務上の対応として、このような添付書類については、やむを得ず届出書の提出期限を越えて別途提出があった場合には、これを受付けるなど柔軟な対応を行っているところ。</p>					
担当局課室等名	監督局銀行第二課金融会社室、総務企画局信用課				

分野	その他	要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会、(社)リース事業協会、オリックス	
項目	商品投資販売業者の「中間業務報告書」の提出廃止			
要望の内容	「中間業務報告書」は投資家に対する書類の閲覧要件となっておらず、内容も「業務報告書」と同一項目であり、あえて半期の状況の報告書の提出を求めるのは過度であり、規定の廃止を求める。			
関係法令	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第14条	共管	農林水産省、経済産業省	
制度の概要	・商品投資販売業者は、事業年度ごとに、業務の状況を記載した「中間業務報告書」及び「業務報告書」を作成し、主務大臣に提出しなければならない。			
計画等における記載の状況	規制改革の推進に関する第2次答申 【第2章13.3別表4(1)4】 「中間業務報告書」は投資家に対する「書類の閲覧」の要件にはなっておらず、内容も「業務報告書」の記載事項と同一であり、「中間業務報告書」の提出を廃止する。			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施予定時期：平成15年度早期)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資家に対する書類の閲覧要件となっていないことをもって、当該規定の廃止の理由とすることは認め難いが、中間期の業務報告書は監督実務上、活用する機会が比較的少ない。 ・また、監督上必要がある場合は、適宜、法第26条第1項の規定に基づき報告又は資料の徴求命令を発することができるようになっており、特段の支障は生じないものとする。 ・以上の理由により、本件要望については、措置することとしたい。 ・なお、本件は、主務省庁間において廃止することで合意済みであり、平成15年度早期に措置予定。 				
担当局課室等名	監督局銀行第二課金融会社室、総務企画局信用課			

分野	その他	意見・要望提出者	日本経済団体連合会、都銀懇話会、リース事業協会、オリックス、農林中央金庫	
項目	特定債権法（特定債権等に係る事業の規制に関する法律）の廃止・見直し			
意見・要望等の内容	<p>1．特定債権法の廃止</p> <p>2．廃止されず当面残るのであれば、以下の項目について規制撤廃・緩和</p> <p>(1)最低販売単位の撤廃又は最低限度額の引下げ</p> <p>(2)指定格付機関で一定以上の格付けを取得した場合における指定調査機関の調査の免除又は簡素化及び特定債権法第4条の適用除外</p> <p>(3)特定債権等譲受業者の余裕金の運用規制の緩和</p> <p>(4)特定債権等譲受業者が資産担保証券発行の代替として借入れできるようにする取扱い</p> <p>(5)特定債権等の範囲の明確化</p> <p>(6)特定投資者のみにA B社債・A B C Pを発行する場合の第3条届出免除</p> <p>(7)特定債権等譲受業の許可制度を廃止又は届出制度とする。</p> <p>(8)特定債権等譲受業者から特定事業者への（再）譲渡の対抗要件具備</p> <p>(9)計画実施状況の報告義務の運用緩和</p> <p>(10)特定債権法第6条で申請する計画内容の簡素化</p>			
関係法令	特定債権等に係る事業の規制に関する法律 等	共 管	経済産業省	
制度の概要	特定債権等（リース・クレジット債権等）の流動化の公正かつ円滑な実施、資産流動化商品の投資家の保護を目的として、特定債権等の資産譲渡に係る仕組み規制、対抗要件特例制度としての公告制度、特定債権等譲受業者及び小口債権販売業者の許可、行為規制等を行っている。			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画（改定）</p> <p>【 2(3)オ 】</p> <p>特定債権等に係る事業の規制に関する法律の見直し</p> <p>「特定債権等に係る事業の規制に関する法律について、投資者保護の観点も踏まえつつ、その必要性、在り方について引き続き検討する。」</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：平成15年3月)			
(説明)				
<p>特定債権法の廃止に関しては、特定債権法に基づくリース・クレジット債権の流動化が現に行われ、投資家保護が図られている状況に鑑み、困難である。</p> <p>規制緩和に係る要望については、投資家保護の観点等から問題がないものについては、順次措置することを検討中（一部措置予定）。</p> <p>また、平成14年度中に措置できないものについては、規制改革推進3か年計画（改定）の趣旨を踏まえつつ、措置するか否かを含めて引き続き検討を行う。</p>				
担当局課室等名	総務企画局信用課、監督局銀行第二課金融会社室			

分野	その他	意見・要望提出者	リース事業協会、オリックス、日本商品投資販売業協会
項目	商品ファンドにおける「主として商品投資により運用」の範囲の拡大		
意見・要望等の内容	「主として商品投資により運用」の範囲について、証券先物取引及び金融先物取引も対象とする。		
関係法令	「商品投資販売業者の業務の運営に関する基本事項について」	共管	経済産業省、農林水産省
制度の概要	基本通達により、主な運用対象である商品投資を商品先物取引、商品オプション取引及び商品現物取引に限定している。		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>商品ファンドは、投資家から出資された財産を主として商品投資で運用することで得られた成果を配分する金融商品であり、主たる運用方法として商品投資以外の証券先物取引及び金融先物取引を加えることは困難。</p> <p>なお、証券先物取引及び金融先物取引を従たる部分として一部組み入れることは可能であるが、この部分における組み入れ比率について緩和することが可能か否か関係省庁と検討する。</p>			
担当局課室等名	総務企画局信用課、監督局銀行第二課金融会社室		

分野	その他	意見・要望提出者	日本商品投資販売業協会
項目	商品ファンドにおける「契約成立前交付書面」の記載事項「資産配分状況」の撤廃		
意見・要望等の内容	元本の追加運用をすることができる商品ファンド(追加型商品ファンド)に追加運用するための契約における事前交付書面の記載事項中、「当該契約の勧誘の開始日の前前月末日の資産配分状況」を撤廃する。		
関係法令	商品投資販売業者の業務に関する命令第3条第1項第31号	共管	経済産業省、農林水産省
制度の概要	商品投資販売業者は、追加型商品ファンドに追加運用するための契約における顧客に対する事前交付書面に、勧誘開始日の前々月末日の資産配分状況を記載することとなっている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>商品ファンドはその仕組みが複雑であり、リスクを有するものであることから、投資家が契約締結前にその内容、リスクについて十分な理解を得ることが必要である。このため、当該契約を締結するか否かにつき判断の材料となるべき情報を投資家に提供するため書面の交付を求めているもの。</p> <p>このような趣旨に照らせば、契約前に投資家に対し交付する書面において直近時点における商品ファンドの資産配分状況を知らせることは、当該商品ファンドの性格、特徴等の理解に資し、投資家の判断材料になり得るものであり、投資家が投資判断を行う上で重要な要素を構成すると考えられるため、撤廃は困難である。</p>			
担当局課室等名	総務企画局信用課、監督局銀行第二課金融会社室		

分野	その他	意見・要望提出者	日本商品投資販売業協会																	
項目	追加型ファンドにおける法定書面の交付義務の軽減																			
意見・要望等の内容	元本の追加運用をすることができる商品ファンド(追加型商品ファンド)において、同一ファンドを追加購入する場合は、変更内容のみ交付することの可否の確認を顧客から取ることにより、交付義務を軽減する。																			
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律 第16条、第17条	共管	経済産業省、農林水産省																	
制度の概要	商品投資販売業者は、商品投資契約の締結等をするとき及び商品投資契約等が成立したときは、その都度一定の内容を記載した書面を顧客に交付することとなっている。																			
計画等における記載の状況	該当なし																			
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(実施(予定)時期：)</td> </tr> </table>				措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中			(実施(予定)時期：)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																	
措置済	措置するか否かを含めて検討中																			
措置予定	具体的措置の検討中																			
(実施(予定)時期：)																				
<p>(説明)</p> <p>商品ファンド法において、契約締結前と締結時の2回に分けて書面を交付させるのは、投資家が契約内容、リスクについて十分な理解を得ることが必要であり、後日当事者間において契約内容を巡るトラブルが生ずることを防止することで、投資家保護を図る趣旨によるものである。</p> <p>上記の趣旨からすれば、追加型商品ファンドを同一投資家が再購入する場合、それぞれが別個の商品投資契約であることからその契約毎に書面を交付することが必要であるが、追加型ファンドの再購入契約に際しては、法定交付書面の記載事項を簡略化することが可能か否かについて関係省庁と検討する。</p>																				
担当局課室等名	総務企画局信用課、監督局銀行第二課金融会社室																			

分野	その他	意見・要望提出者	日本商品投資販売業協会												
項目	商品ファンドにおける「契約成立前交付書面」に記載する「予想される損失の範囲の明記」規制の撤廃														
意見・要望等の内容	商品投資販売業者が、商品投資販売契約等の成立前に顧客に対し交付する書面の記載事項中、顧客から出資された財産又は信託財産の運用形態が積極運用型の場合における「予想される損失の範囲」を撤廃する。														
関係法令	商品投資販売業者の業務に関する令第3条第1項第8号	共管	経済産業省、農林水産省												
制度の概要	商品投資販売業者は、商品投資販売契約等の成立前における顧客への交付書面に、顧客から出資された財産又は信託財産の運用形態が積極運用型の場合は、予想される損失の範囲について記載することとなっている。														
計画等における記載の状況	該当なし														
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="border: none;">措置済・措置予定</td> <td style="border: none;">検討中</td> <td style="border: none;">措置困難</td> <td style="border: none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 措置済 措置予定 </div> </td> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </div> </td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="border: none;">(実施(予定)時期：)</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 措置済 措置予定 </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </div>			(実施(予定)時期：)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 措置済 措置予定 </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </div>														
(実施(予定)時期：)															
(説明) 商品ファンドはその仕組みが複雑で、リスクを有するものであることから、投資家が契約締結前にその内容、リスクについて十分な理解を得ることが必要である。このため、投資家保護の観点から、当該契約を締結するか否かにつき判断の材料となるべきものを投資家に提供するため書面の交付を求めているもの。 このような趣旨に照らせば、元本確保型、積極運用型の別に関わらず、顧客は自らが出資した財産又は信託財産の運用形態につき、元本確保措置の有無やその方法、元本確保額等を事前に認識することは必要なものと考えられる。このような観点から、顧客による財産の運用形態に対する理解がより適切に得られるよう、現行規定を見直し得るか関係省庁において検討を行う必要がある。															
担当局課室等名	総務企画局信用課、監督局銀行第二課金融会社室														

分野	その他	意見・要望提出者	リース事業協会、オリックス、日本商品投資販売業協会
項目	商品ファンドにおける「契約成立前書面」に表示する文字、色等の規制の撤廃		
意見・要望等の内容	商品投資販売業者が、商品投資契約の成立前に顧客に対し交付する書面に使用する文字の大きさ、色、表示方法等の規制の撤廃		
関係法令	商品投資販売業者の業務に関する命令第3条第2項、第3項	共管	経済産業省、農林水産省
制度の概要	商品投資販売業者が商品投資販売契約等の成立前に顧客へ交付する書面について、使用する文字の大きさや、顧客に対する注意事項の表示方法が定められている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)	<p>商品ファンドはその仕組みが複雑で、リスクを有するものであることから、投資家が契約締結前にその内容について十分な理解を得ることが必要である。このため、投資家保護の観点から、当該契約を締結するか否かにつき判断の材料となるべきものを投資家に提供するため書面の交付を求めているもの。</p> <p>こうした趣旨の下、書面への表示方法等については、投資家が理解しやすいよう表示される必要があるため規定しているものであるが、この表示方法等のあり方について関係省庁において検討を行う。</p>		
担当局課室等名	総務企画局信用課、監督局銀行第二課金融会社室		

分野	その他	意見・要望提出者	リース事業協会、オリックス、日本商品投資販売業協会												
項目	商品ファンドにおける「契約成立時交付書面」の撤廃														
意見・要望等の内容	商品投資販売業者が商品投資契約等の成立時に顧客へ交付する書面を撤廃、もしくは簡素化する。														
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律 第17条	共管	経済産業省、農林水産省												
制度の概要	商品投資販売業者は、商品投資契約等が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、当該商品投資契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。														
計画等における記載の状況	該当なし														
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="border: none;">措置済・措置予定</td> <td style="border: none;">検討中</td> <td style="border: none;">措置困難</td> <td style="border: none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> </td> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(実施(予定)時期:</td> <td colspan="3" style="border: none;">)</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>			(実施(予定)時期:)		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>														
(実施(予定)時期:)														
<p>(説明)</p> <p>商品投資契約等が成立した場合にその契約内容が不明確であると、後日当事者間に契約内容を巡るトラブルが生ずるおそれが大きいと、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図り、投資家保護を図る趣旨から契約締結時の書面交付を求めているもの。</p> <p>このような趣旨に鑑みれば、契約締結時交付書面を撤廃することは顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難である。</p> <p>また、商品の案内書としての性格を有する契約前交付書面との内容重複を理由に、本書面の記載を簡素化することについては、上記の趣旨に鑑みつつ、双方の交付書面がその性格を異にしており、本書面が契約書としての性質も有していることを考慮しつつ、関係省庁において検討する必要がある。</p>															
担当局課室等名	総務企画局信用課、監督局銀行第二課金融会社室														

分野	その他	意見・要望提出者	リース事業協会、オリックス、日本商品投資販売業協会				
項目	商品投資販売業者の書類の閲覧についての規制緩和						
意見・要望等の内容	商品ファンド法においては、公募・私募の概念はなく、仮に特定の顧客ニーズに合わせて商品設計をなしても書類閲覧の対象となるが、私募ファンドに関する書類の閲覧は関係者のみに限定されるべきであり、限定的に取り扱えるよう規制を緩和する。						
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律 第20条	共管	経済産業省、農林水産省				
制度の概要	商品投資販売業者は、業務及び財産の状況を記載した書類を、営業所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ閲覧させなければならない。						
計画等における記載の状況	該当なし						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:) </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> その他 </td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他				
(説明) 商品投資販売業者に対し、業務及び財産の状況を記載した書類の顧客への閲覧を義務付けているのは、投資判断を行う上で、既存の商品投資の内容(運用状況等)や販売業者の経営状況を把握することは、自己責任原則を基本としつつ投資家保護を図る上で重要なためである。 現状では、販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについても顧客の閲覧対象となっているが、このような商品ファンドに関する書類の閲覧について、一部の商品につき限定的に取り扱うことについては、投資家保護上問題を生じないか関係省庁において検討を行う必要がある。							
担当局課室等名	総務企画局信用課、監督局銀行第二課金融会社室						

分野	その他	意見・要望提出者	リース事業協会、オリックス、日本商品投資販売業協会				
項目	商品ファンドにおけるクーリング・オフの撤廃						
意見・要望等の内容	商品投資販売契約におけるクーリングオフ制度を撤廃する。 仮にクーリングオフの撤廃が認められない場合は、通信取引におけるクーリングオフの起算日が特定できる定義を設ける。						
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律 第 19 条	共管	経済産業省、農林水産省				
制度の概要	商品投資販売業者と商品投資契約等を締結した顧客は、契約時交付書面を受領した日から起算して 10 日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。						
計画等における記載の状況	該当なし						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中) </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 その他 </td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他	
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他					
<p>(説明)</p> <p>商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がその仕組みを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意思決定の再確認をしようとする時間的余裕を与えることとするためである。</p> <p>以上のような趣旨に加え、平成 10 年 6 月に商品ファンドの最低販売単位が撤廃され、それ以降の商品ファンドの多くが個人投資家に販売されている現状において、クーリングオフ規定を撤廃することは困難。</p> <p>なお、通信取引による場合のクーリングオフの起算日となる投資家が契約時交付書面を受領した日の特定方法については、商品投資販売業者の業務に関する命令第 5 条の 4 に基づき、文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により、電子情報処理組織を使用した場合の到達確認を行った時点とされている。</p>							
担当局課室等名	総務企画局信用課、監督局銀行第二課金融会社室						

分野	その他	意見・要望提出者	日本経済団体連合会、リース事業協会、オリックス
項目	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃		
意見・要望等の内容	不動産特定共同事業者が、不動産特定共同事業契約の成立前に、申込者に対し不動産特定共同事業契約の内容等に関する事項につき書面を交付する際における説明義務の撤廃		
関係法令	不動産特定共同事業法第24条第1項	共管	国土交通省
制度の概要	不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約が成立するまでの間に、その申込者に対し、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であって主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
不動産特定共同事業商品の契約の申込者が、契約の内容等について十分知らないままにその締結を行うと、後々のトラブルの原因となる可能性があることから、適切に情報が開示されることが不可欠であり、契約成立前に書面を交付し説明することが、消費者保護及びトラブルの未然防止を図る観点から必要と考えられる。			
担当局課室等名	総務企画局信用課、監督局銀行第二課金融会社室		

分野	その他	意見・要望提出者	日本経済団体連合会
項目	ＩＣカードを用いた前払式証票の発行保証金の供託に関する規制緩和		
意見・要望等の内容	乗車券と物販において共用されるＩＣカードを用いた前払式証票の発行保証金の供託は、前年度の乗車券部分の使用実績比率を除いた、物販部分のみの金額を基準として算出する。		
関係法令	前払式証票の規制等に関する法律第13条	共管	なし
制度の概要	前払式証票の発行者は、一定の基準日における未使用残高の2分の1以上の額に相当する額の発行保証金を供託しなければならない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 前払式証票の規制等に関する法律において、乗車券は適用除外とされているが、これは、購入から使用までの期間が一般に短く、証票の購入者を保護する必要性が比較的低いと考えられること等によるものである。 乗車券と物販において共用される前払式証票の場合、当該証票の購入から使用までの期間は物販における前払式証票と変わらないものと考えられることや、発行者の倒産等により、前払式証票の所有者に対して発行保証金から配当を行う場合、乗車券相当部分と物販相当部分を分けて物販部分のみに対し配当を行うことは困難と考えられるため、前払式証票の所有者保護の観点から対応は困難である。			
担当局課室等名	総務企画局信用課		

分野	その他	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	プリペイド型電子マネーのプリカ法適用による規制の緩和			
意見・要望等の内容	同一ビル内など限定された場所におけるクローズな少額決済の前払式証票の利用につき、前払式証票の規制等に関する法律の適用を除外する。			
関係法令	前払式証票の規制等に関する法律	共管	なし	
制度の概要	オフィスビル内の食堂・売店、自販機等の利用代金決済に前払式証票（ＩＣカードを用いた電子マネーを含む）を用いる場合、前払式証票の規制等に関する法律の適用対象となる。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)				
<p>前払式証票の規制等に関する法律の適用に関しては、同法第 3 条第 3 号に基づき、政令（前払式証票の発行等に関する法律施行令第 5 条第 4 号）において、「一定の職域内に勤務する従業員又は当該従業員であった者の福利厚生のための売店その他の施設に係る事業を営む者が専ら当該従業員等に対して発行する前払式証票（当該従業員等の福利厚生施設においてのみ使用することとされているものに限る。）」については同法を適用しない旨規定されている。</p>				
担当局課室等名	総務企画局信用課			

分野	その他	意見・要望提出者	リース事業協会、オリックス
項目	出資法第1条の撤廃及び第2条の改廃		
意見・要望等の内容	出資法第1条は撤廃し、第2条は預り金の定義を明確にする等の改廃を行う。		
関係法令	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第1条、第2条	共管	法務省
制度の概要	出資法第1条は、「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払いもどしとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちに示して、出資金の受入れをしてはならない」ものとし、第2条は「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定がある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない」ものとしている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) これらの規定については、現に違反事例が刑事事件として発生しており、措置困難。 ・第1条関係 出資金とは、出資元本が必ずしも保証されないことを本質とするものである。これに対し、あたかも出資金全額の払戻しが保証されている安全な利殖手段であるかのような誤解を与えて出資を募ることは、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることとなるため、これを禁止することが必要である。 ・第2条関係 預り金とは、主として預け主の便宜のために金銭の価額を保管することを目的とするものである。他の法律に特別の規定のある者については、一般大衆の財産の保護等の観点に基づく所要の行為規制や当局の監督権限が及ぶこととなるが、それ以外の者が預り金を受け入れる場合には、安全な保管方法であると誤信した一般大衆が不測の損害を被る危険性が高く、これを禁止することが必要である。 また、預り金の定義についても、預金の受入れまがいの脱法行為を厳正に取り締まる必要があることから、現行の規定が必要かつ適切であると考えられる。			
担当局課室等名	総務企画局信用課		

分野	その他		意見・要望提出者	リース事業協会、オリックス																
項目	「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」の廃止																			
意見・要望等の内容	貸金業規制法に規定する貸金業者等が、社債の発行等による貸付資金の受入れに際して課せられている登録手を廃止する。																			
関係法令	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	共管	なし																	
制度の概要	貸金業者等は、内閣総理大臣の登録を受けなければ、社債の発行その他の方法による貸付資金の受入れをすることができない。																			
計画等における記載の状況	該当なし																			
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td>措置済・措置予定</td> <td>検討中</td> <td>措置困難</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>措置済</td> <td>措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>措置予定</td> <td>具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(実施(予定)時期：)</td> </tr> </table>				措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中			(実施(予定)時期：)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																	
措置済	措置するか否かを含めて検討中																			
措置予定	具体的措置の検討中																			
(実施(予定)時期：)																				
<p>(説明)</p> <p>本法制定前は、出資法において、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護が図られることをもって解禁するに至ったものである。</p> <p>すなわち、社債の購入者等の保護を図る観点から、悪質業者を排除し、業者の経営基盤の安定を確保するため、一定の財産的基礎(最低資本金)と人的構成(リスク管理体制)を要件とする登録制度を実施するとともに、業務の特性に対応し、貸付状況等を明確に開示するための会計の整理を義務付け、ディスクロージャーの充実を図る等の措置を講じている(注)。</p> <p>以上のように、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。</p> <p>(注)財務諸表規則上の別記事業に指定。</p> <p>別記事業とは、個々の事業の特性に対応した財務諸表の開示が求められる事業であり、建設業、銀行・信託業、証券業、保険業等計 19 業種が指定されている。</p>																				
担当局課室等名	総務企画局信用課																			

分野	その他	意見・要望提出者	都銀懇話会、リース事業協会、オリックス、 農林中央金庫	
項目	ノンバンクの貸金債権譲渡時における債務者への通知要件の緩和			
意見・要望等の内容	債務者保護に適切な配慮がなされている場合において、貸金業者から貸金債権を譲り受けた者による債務者への通知を不要とする。			
関係法令	貸金業の規制等に関する法律第24条第2項	共管	なし	
制度の概要	貸金業者の貸付けに係る債権を譲り受けた者は、当該債権の債務者に対し、譲り受けた債権の内容を明らかにする書面を遅滞なく交付しなければならない。			
計画等における記載の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・規制改革推進3か年計画（改定）【 9（10）】【 2（3）オ 】 貸金業に係る規制に関する実態調査の実施 「貸金業に係る規制については、個人と法人、例えば上場企業を同一に扱う必要性、貸金業者が交付する書面の電子化の実現可能性、流動化の際における通知義務の緩和の可能性、等について、実態調査を行う。」 ・規制改革の推進に関する第2次答申【 3 2（3）】 貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の緩和 「貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第24条第2項では、貸金債権の譲渡時に債権譲受人に対して同法第17条の規定を準用し、当該債権の債務者に対して契約内容を明らかにする書面を交付しなければならないと規定している。この書面交付義務は、債務者に対して債権譲渡の都度契約内容を明示することにより、契約内容をめぐるトラブルを防止し、債務者の保護を図るといった観点から、制定以来債権者に課されているものである。 一方、「規制改革推進3か年計画（改定）」では、貸金業に係る規制に関する実態調査を平成14年度中に実施する旨、定めている。複数の調査項目のうち、特に本件について検討を求めるのは、債権流動化を促進するために必要な措置であると考えためである。 したがって、実態調査の結果を踏まえて、貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の緩和の可能性について検討を行うべきである。」 			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
	（実施（予定）時期： ）			
<p>（説明）貸金業の規制等に関する法律においては、業者と債務者・保証人との間のトラブルが社会問題化したことを受け、債務者・保証人保護の観点に基づき書面交付義務を課してきたところであり、いわゆる商工ローン問題の社会問題化を受けた法改正（平成12年6月1日施行）においても、書面交付義務を中心に規定が追加されたところ。</p> <p>以上の経緯に加え、貸金業者による書面交付を巡るトラブルが現に発生する中で、書面交付義務に係る規定を撤廃することは困難である。</p> <p>なお、規制改革推進3か年計画（改定）に基づき、貸金業に係る規制に関する実態調査を実施済。今後この分析を行い、その結果を踏まえ、債務者・保証人保護を図るとの法の趣旨にも鑑みつつ、平成15年度中に同規定の緩和について十分かつ慎重な検討を行う。</p> <p>また、本規定は、いわゆるみなし弁済の要件となっている（第43条）ことに留意する必要がある。</p>				
担当局課室等名	総務企画局信用課			

分野	その他	意見・要望提出者	日本経団連
項目	貸金業規制法における一定の要件の下での電子メールによる交付の容認		
意見・要望等の内容	一定の要件を満たす事業者については、債務者が希望する場合など一定の条件の下で、電子メールによる交付を認める。		
関係法令	貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条	共管	なし
制度の概要	貸金業規制法第17条では契約締結時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、第18条第1項では債務弁済時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、それぞれ規定している。		
計画等における記載の状況	規制改革推進3か年計画（改定）【9（10）】【2（3）オ】 貸金業に係る規制に関する実態調査の実施 「貸金業に係る規制については、個人と法人、例えば上場企業を同一に扱う必要性、貸金業者が交付する書面の電子化の実現可能性、流動化の際における通知義務の緩和の可能性、等について、実態調査を行う。」		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>貸金業の規制等に関する法律においては、業者と債務者・保証人との間のトラブルが社会問題化したことを受け、債務者・保証人保護の観点に基づき書面交付義務を課してきたところであるが、いわゆる商工ローン問題の社会問題化を受けた法改正（平成12年6月1日施行）においても、書面交付義務を中心に規定が追加されたところ。</p> <p>以上の経緯に加え、貸金業者による書面交付を巡るトラブルが現に発生する中で、書面交付義務に係る規定を撤廃することは困難である。</p> <p>なお、規制改革推進3か年計画（改定）に基づき、貸金業に係る規制に関する実態調査を実施済。今後この分析を行い、その結果を踏まえ、債務者・保証人保護を図るとの法の趣旨にも鑑みつつ、平成15年度中に同規定の緩和について十分かつ慎重な検討を行う。</p> <p>また、本規定は、いわゆるみなし弁済の要件となっている（第43条）ことに留意する必要がある。</p>			
担当局課室等名	総務企画局信用課		

分野	その他	意見・要望提出者	リース事業協会、オリックス
項目	法人向け貸付に係る貸金業規制の撤廃		
意見・要望等の内容	法人事業者に対する貸付については、貸金業規制法及び出資法の上限金利規制を適用除外とする。		
関係法令	貸金業の規制等に関する法律 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締り に関する法律第5条第2項	共管	貸金業の規制等に関する法律：なし 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締り に関する法律：法務省
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・貸金業規制法に基づき、貸金業者は、現在登録制となっており、貸金業者に対しては、過剰貸付の禁止、誇大広告の禁止、契約内容を明らかにする書面の交付義務、受領証書の交付義務、帳簿の備付け義務、取立て行為の規制等が課されている。 ・出資法により、金銭の貸付けを業として行う場合は、年29.2%の上限金利規制が課されている。 		
計画等における記載の状況	規制改革推進3か年計画（改定）【 9（10）】【 2（3）オ 】 貸金業に係る規制に関する実態調査の実施 「貸金業に係る規制については、個人と法人、例えば上場企業を同一に扱う必要性、貸金業者が交付する書面の電子化の実現可能性、流動化の際における通知義務の緩和の可能性、等について、実態調査を行う。」		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） 個人・法人の別を問わず、貸付契約の締結は自己責任のもとに行われるものであるが、個人に対する貸付けのみならず、先般のいわゆる「商工ローン問題」にも象徴されるように法人事業者に対する貸付けにおいても、取立てをめぐるトラブルのほか、契約内容の説明不十分等の問題が生じているところであり、資金需要者等の利益保護の観点から、法人向け貸付けについて規制を撤廃することは困難である。 また、経済的弱者保護の観点から、刑罰を以って特に高金利の貸付け契約を禁止する特別刑法たる出資法の趣旨に鑑みれば、貸金業規制法同様、法人向け貸付けについて規制を撤廃することは困難である。			
担当局課室等名	総務企画局信用課		

分野	その他	意見・要望提出者	リース事業協会、オリックス
項目	任意に支払った場合のみなし弁済規定の適用要件の緩和		
意見・要望等の内容	貸金業規制法第 18 条第 2 項による銀行振込等による弁済を行った場合の「みなし弁済」の適用		
関係法令	貸金業の規制等に関する法律第 43 条	共管	なし
制度の概要	貸金業者が貸金業規制法第 17 条及び第 18 条第 1 項の規定による書面交付義務を履行している場合に、利息制限法の定めを超える利息については、債務者が任意に支払った場合には、貸金業規制法第 43 条第 1 項により有効な利息の債務の弁済とみなす。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期：)		
(説明)			
<p>貸金業規制法第 43 条第 1 項が、貸金業者が貸金業規制法第 17 条及び第 18 条第 1 項の規定による書面交付義務を履行している場合に、債務者が任意に支払った利息制限法の定めを超える利息を有効とみなすのは、貸金業者が法第 17 条及び第 18 条の書面交付により、債務者は自らの債務を明確に認識を可能とし、仮に債権者との間で争いが生じた場合にも、債務者が自らの債務につき証明し得るものとするにより債務者保護を図る趣旨によるものである。</p> <p>よって、上記以外の方法により弁済を受ける場合には、債務者が自らの債務の内容を明確に認識することができず、仮に債権者との間で争いが生じた場合にも、債務者が自らの債務につき証明し得ない等の事態が生ずるおそれがあると考えられること等から、銀行振込等による弁済について、ただちに債務者の支払の任意性を認め、有効な弁済とみなすことは困難である。</p>			
担当局課室等名	総務企画局信用課		

分野	その他	意見・要望提出者	リース事業協会、オリックス
項目	他の貸金業者の利用者を対象とした広告の規制		
意見・要望等の内容	貸金業者が他の貸金業者の利用者を対象として勧誘する旨の表示をした広告を認める。		
関係法令	貸金業の規制に関する法律施行規則第 12 条第 4 項第 2 号ロ	共管	なし
制度の概要	貸金業者は、貸付けの条件を広告するときは、他の貸金業者の利用者を対象として勧誘する旨の表示をした広告をしてはならない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
貸金業の規制に関する法律施行規則第 12 条第 4 項第 2 号ロにおいて、貸金業者が貸付けの条件を広告する際に、他の貸金業者の利用者又は返済能力がないと思われる者を対象として勧誘する旨の表示を禁じているのは、返済に窮した債務者等に対するこのような勧誘の表示が多重債務者を発生させる原因となるなど、資金需要者の利益を害するおそれがあるためであり、本規定を見直すことは困難である。			
担当局課室等名	総務企画局信用課		

分野	その他	意見・要望提出者	社団法人リース事業協会・オリックス
項目	国・地方自治体等のリース契約の取扱い等（調査の早期実施と取扱いの改善等）		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制改革3ヵ年計画（改定）において、政府調達におけるリース契約等の実態について14年度に調査を行うこととなったが、関係省庁は早急に調査を行い、その結果を早期に公表すること。 ・ 調査結果等を踏まえ、リース契約について、地方自治法の不動産の賃貸借契約と同様に長期継続契約が締結できるようにする。または、債務負担行為の 절차를簡略化する等、早期に取扱いを改善すること。 		
関係法令	財政法 第15条 会計法 第29条の12 予算決算及び会計令 第102条の2	共管	なし
制度の概要	<p>会計法第29条の12は、電気、ガス、水の供給、電気通信役務の提供について、当該契約により供給又は提供される物、役務等の品質が時の経過により変化せず、一定のものであること</p> <p>あらかじめ債務の額が確定できないなどのために国庫債務負担行為により難しいものであることなどから、長期継続契約とすることができることとしている。</p> <p>本件は、経年により減価する可能性のある機器の複数年度に亘る提供であり、また、あらかじめ債務の額が確定されているものであることから、長期継続契約にはなじまない。複数年度の使用の契約が必要であれば、予算要求を行い、国会の議決を受けた上で国庫債務負担行為を活用して対応すべきものである。</p>		
計画等における記載の状況	規制改革推進3ヵ年計画（改定） 【 3（4）21 】 政府調達における、事務機器や情報機器のリース契約等（これら機器の保守を含む。）の在り方を改善する観点から、これらの契約等の実態について調査を行う。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） 複数年度の使用を前提とする機器等を調達する際には、国庫債務負担行為を活用して対応すべきと考えているが、リース契約には「中途解約ができない」「中途解約の際には違約金が発生する」等の特色があり、リース契約の対象となっている機器の入替等の必要が生じたときに数量の増減や機種変更等が容易に行えないなど支障が想定されることから、当庁における機器の調達方式として長期間に亘るリース契約がなじむものかどうかについて検討の余地がある。従って、「措置（国庫債務負担行為の活用）するか否かを含めて検討中」としているところである。			
担当局課室等名	総務企画局総務課管理室		

分野	その他	意見・要望提出者	(社)全国地方銀行協会，(社)第二地方銀行協会，(社)全国信用金庫協会，(社)全国信用組合中央協会	
項目	コミットメント・ラインの対象企業の拡大			
意見・要望等の内容	コミットメント・ライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象を拡大し，中小企業(資本金3億円以下等)，地方公共団体・特別法で定められた地方公社等をその範囲に含める。			
関係法令	特定融資枠契約に関する法律第2条	共 管	法務省	
制度の概要	コミットメント・ライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となるのは，借主が 資本額が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)，資本額が3億円を超える株式会社，特定債権等譲受業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)，特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定されている。			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画(改定)</p> <p>【 2(3)ア 】</p> <p>資金の貸手や借手の利便性を向上させる観点から、平成13年度末までに、特定融資枠契約の借主の範囲を拡大する方向で検討し、所要の措置を講ずる。その検討の際には、資産流動化の基盤整備を進める観点から、SPC(Special Purpose Company:特定目的会社)を対象に含める。</p> <p>【特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第78号)】</p> <p>規制改革の推進に関する第2次答申</p> <p>【第1章1(2)】</p> <p>コミットメント・ライン(特定融資枠契約)は、既に制度が導入されている大企業等のみならず、新規事業を始めようとする中小企業等にとっても有益な資金調達手段であり、現行制度において、借主の範囲に中小企業を事前に一律に排除していることは適切ではないとの指摘がある。</p> <p>したがって、経済的弱者の保護という利息制限法及び出資法の趣旨を踏まえつつ、コミットメント・ライン契約を利用できる借主の範囲について検討すべきである【平成15年度中に検討・結論】。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			

(説明)

特定融資枠契約に関する法律附則第3項において、「特定融資枠契約に係る制度の在り方については、この法律の施行後2年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。」とされている(なお、同法の施行日は、平成13年6月29日)こと等から、同法の適用対象となる借主の範囲の拡大の可否に関しても、同法を共管する金融庁、関連省庁である総務省、経済産業省と共同して、現在、借主の範囲の拡大に伴って懸念される問題点の検討を行っており、また、これと併せて、適用拡大の検討対象である中小企業、地方公共団体等のニーズを把握するための実態調査の準備を行っている状況である。

担当局課室等名

総務企画局企画企画課

分野	その他	意見・要望提出者	第二地方銀行協会	
項目	確定拠出年金運営管理機関変更の届出事項の緩和			
意見・要望等の内容	運営管理業務と役員の住所変更とは直接関係ないので、事務負担軽減の観点からも役員の住所変更については届出の対象外とすべきである。			
関係法令	確定拠出年金法第89条第1項、第92条第1項	共管	厚生労働省	
制度の概要	確定拠出年金運営管理機関は、登録申請書で届出した事項に変更があったときは、その日から2週間以内にその旨を主務大臣に届け出なければならないこととなっている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
<p>利用者保護もしくは受託者責任の確保を図るため、運営管理機関の適正な運営の監督に必要な報告の徴収を担保するためには、当該法人の運営を行う役員の所在を把握しておく必要がある。</p> <p>このような趣旨に沿った行政機関への登録および変更の届出の事例としては、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（第5条第1項、第8条第1項）、前払式証券の規制等に関する法律（第7条第1項、第11条第1項）、抵当証券業の規制等に関する法律（第4条第1項、第9条第1項）等がある。</p>				
担当局課室等名	総務企画局企画課、監督局総務課			

分野	金融	意見・要望提出者	全国地方銀行協会、第二地方銀行協会					
項目	親子会社間における顧客情報共有に係るルールの明確化							
意見・要望等の内容	親子会社間での情報の共有化を認める方向で、親子会社間における顧客情報共有に係るルールの明確化を図る。							
関係法令	証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条 保険業法施行規則第53条の6	共管	なし					
制度の概要	事前に顧客の書面による同意がある場合を除き、親子会社間の顧客情報共有を一定の条件下で規制している。							
計画等における記載の状況	該当なし							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> その他 </td> </tr> </table>				措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他					
(説明) 親子会社間も含め顧客の個人情報を第三者と共有することに関しては、平成15年の通常国会に再提出された「個人情報の保護に関する法律案」(以下「基本法案」)において、あらかじめ本人の同意がある場合等を除き、原則個人データを第三者に提供してはならないこととされている。金融審議会においても、プライバシー保護の観点から適切な対応の必要性が指摘されている。本問題を含め、金融分野における個人情報の保護は基本法案と密接に関連しているものであり、今後も基本法案の検討状況を勘案しながら検討を進めることとしている。								
担当局課室等名	金融庁総務企画局企画課調査室							

分野	その他	意見・要望提出者	第二地方銀行協会	
項目	金融先物取引業に関する許可更新手続きの廃止もしくは簡素化			
意見・要望等の内容	金融先物取引業の許可更新手続きを廃止、もしくは簡素化してもらいたい。			
関係法令	金融先物取引業法第60条、第61条	共管	なし	
制度の概要	許可の有効期限は5年と規定。 有効期限が満了し、引き続き金融先物取引業を営もうとするときには、有効期限の更新を受けなければならないと規定されている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：10年12月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
<p>更新手続きについては、平成9年11月に法改正し、許可の有効期限を3年から5年に延長しており、簡素化を図っているところ。</p> <p>なお、許可制は、金融先物取引が少額の証拠金により多額の取引を行なうことができることや、委託者の責めに帰さない業者の不適切な行為により委託者が不測の被害を被ることを防止するために採っているもの。</p> <p>更新手続きの廃止については、業者の状況が時間とともに変容し、基準に適合しなくなる可能性があり、そうした不適格な業者の出現が委託者保護を損なうことに繋がる恐れがあることから、許可の更新時(5年ごと)に再び審査を行い、不適格な業者を排除する必要があるため、措置困難である。</p>				
担当局課室等名	金融庁総務企画局信用課、監督局銀行第一課			

分 野	金融	意見・要望提出者	カナダ政府
項 目	銀行と証券の兼業の禁止規制の撤廃		
意見・要望等の内容	長期的な目標として、銀行と証券の業種間の壁を取り去ること		
関係法令	証券取引法第 65 条	共管	なし
制度の概要	・銀行等の証券業務を原則として禁止している。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>証券取引法 65 条の規制は、金融機関が証券業を併営することによる利益相反の防止、銀行の企業に対する過度の影響力の防止、銀行経営の健全性の確保等の観点から規定されているものであり、その撤廃については措置困難。</p> <p>なお、証券取引法 65 条との関連では、銀行が証券子会社を有する際のファイヤーウォール規制について、メインバンク・ファイヤーウォール規制等の廃止や銀行と証券会社の店舗の共用制限の撤廃等、これまでも大幅に見直しを行ってきたところであり、利益相反の防止や公正取引の確保との立法主旨を踏まえ、今後、そのあり方について、更に検討していく。</p>			
担当局課室等名	総務企画局市場課、監督局証券課		